

子育て世帯臨時特例給付金 ・子育て支援減税手当

消費税率の引上げに際し、国から子育て世帯臨時特例給付金、愛知県から子育て支援減税手当が支給されます。

支給対象者 次の要件をすべて満たす方

- ・平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の受給者
 - ・平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方
- ※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当(特例給付を含む。)を受けた方を含む。
- ※子育て支援減税手当は上記要件に加えて平成26年1月1日時点で愛知県に住民票がある方

※児童手当所得制限限度額表(単位：万円)

扶養親族などの人数	所得額
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

※扶養親族数とは、税法上の控除対象者をいいます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、左記金額に1人につき6万円が加算されます。

※扶養親族などが6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算してください。

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)の対象となる児童

※ただし、子育て世帯臨時特例給付金については、次の児童は除く。

- ・臨時福祉給付金の対象者となる児童
(臨時福祉給付金については、4ページを確認してください。)
- ・生活保護の被保護者にあたる児童 など

支給額 ・子育て世帯臨時特例給付金の対象児童1人につき1万円

- ・子育て支援減税手当の対象児童1人につき1万円

注意

- ・現在、受付は行っていません。
 - ・平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む。)を高浜市から支給された方には、申請書を送付します。
 - ・申請書の送付、受付の開始は7月下旬を予定しています。
 - ・詳細が決まりしだい、広報や市公式ホームページなどでお知らせします。
- ※平成26年1月2日以降に高浜市へ転入された方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となります。詳しくは、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村へ問い合わせてください。

問合せ先 困りごと育成グループ ☎ 52-1111 (内線362)